

第四十四号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第

一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 公益財団法人えどがわ環境財団

第二条第一項第五号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第二条第一項第一号の規定は、平成二十三年九月一日から適用する。

（説明）

財団法人江戸川区環境促進事業団の公益法人化等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。